

# 一般財団法人長野陸上競技協会定款細則

平成31年 3月 3日 制定  
令和元年 5月26日 一部改正  
令和 2年 3月 1日 一部改正  
令和 3年 1月31日 一部改正  
令和 5年 2月25日 一部改正  
令和 6年11月30日 一部改正

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 定款第50条に基づき、この協会の組織運営に関する細部を規定する。

## 第2章 組 織

### (加入団体)

第2条 加入団体とは、5名以上をもって組織し、この協会に登録した団体とする。

- 長野県の4地区のそれぞれの地区陸上競技協会（以下「総称は地区陸協とし、個別には南信陸協、中信陸協、北信陸協、東信陸協」とすることができる。）はこの協会の加入団体とすることができる。
- 郡市区町村または2つ以上の隣接する郡市町村の陸上競技界を統轄する団体は、当該郡市町村名を冠した陸上競技協会と/orすることができ、この協会に登録することにより加入団体となる。その名称には「郡」「市」「町」「村」を原則として付す。
- 前項以外の加入団体の名称は、日本陸上競技連盟及びこの協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他この協会が適当でないと考える名称は使用できない。

### (地区陸上競技協会)

第3条 地区陸協とは、日本陸上競技連盟に登録（公益財団法人日本陸上競技連盟定款細則第4条）した団体で、表1に定める当該地区内に所属する加入支部をもって組織し、当該加入支部に属する市郡を統括する唯一の陸上競技団体として陸上競技の普及と振興を図る。

- 地区陸協は、毎年3月の事務局が指定する日までに次年度の事業計画及び予算に関する書類、規約等及び役員名簿を、また毎年6月末日までに前年度の事業報告及び決算に関する書類をこの協会に提出しなければならない。ただし、規約等を変更したとき、役員が交代したとき、または事務所の所在地を変更したときは、そのつど速やかにこの協会に報告しなければならない。

表1 地区陸協とその加入支部

地区陸上競技協会名	加入支部
南信陸上競技協会	3 飯伊支部、上伊那支部、諫訪支部
中信陸上競技協会	5 塩尻支部、木曽支部、松本支部、安曇野支部、大北支部
北信陸上競技協会	6 千曲支部、長野市支部、須坂支部、飯水支部、中高支部、上水内支部
東信陸上競技協会	2 上田支部、佐久支部

### (加入支部)

第4条 加入支部とは、表2に定める当該市郡内に所属する加入団体をもって組織し、前条に定める地区陸協に加入し、当該市郡内の陸上競技の普及及び振興を図る。

表2 加入支部とその該当市郡

加入支部	該当市郡	加入支部	該当市郡
飯伊	飯田市、下伊那郡	千曲	千曲市、埴科郡
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	長野市	長野市
諫訪	岡谷市、諫訪市、茅野市、諫訪郡	須坂	須坂市、上高井郡
塩尻	塩尻市、東筑摩郡	飯水	飯山市、下水内郡
木曽	木曽郡	中高	中野市、下高井郡
松本	松本市	上水内	上水内郡
安曇野	安曇野市	上田	上田市、東御市、小県郡
大北	大町市、北安曇郡	佐久	佐久市、小諸市、南佐久郡、北佐久郡

### (協力団体)

第5条 協力団体は、長野県実業団陸上競技連盟（以下「県実業団」という。）、長野県学生陸上競技連盟（以下「県学連」という。）、長野県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）、長野県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）、及び長野県マスターズ陸上競技連盟（以下「県マスターズ」という。）とする。

- 協力団体は、役員が交代したとき、または事務所の所在地を変更したときは、そのつど速やかにこの協会に報告する。

## 第3章 評議員及び役員

### (評議員)

第6条 定款第11条に定める評議員の構成は表3のとおりとし、評議員の選任及び解任は評議員選定委員会の議

決をもって行う（定款第12条）。

2. 地区陸協は、各地区2名の評議員候補者を評議員選定委員会に推薦する。
3. 協力団体は、評議員候補者1名を評議員選定委員会に推薦する。
4. 事務局は、会員外学識経験者の評議員候補者1名以内を評議員選定委員会に推薦する。
5. 評議員の就任時における年齢制限は特に設けないが、法律および定款上の任務を理解した上で適任者を推薦すること。

表3 評議員の構成

推薦母体	推薦数
地区陸協	各地区2名
協力団体	1名
会員外学識経験者	1名以内

（理事）

第7条 定款第25条1項に定める理事の構成は表4のとおりとし、理事の選任及び解任は評議員会の議決により行う（定款第26条、第30条）。

2. 地区陸協は、当該地区における理事候補者2名を役員選出委員会に推薦する。ただし、各地区とも女性候補者を含む場合は3名まで推薦できる。
3. 県高体連と県中体連は、各2名以内の理事候補者を役員選出委員会に推薦する。
4. 県実業団、県学連盟及び県マスターズは、理事候補者1名を役員選出委員会に推薦する。3団体は各団体の大会開催や本協会（特に競技会）への関与・貢献度等を勘案し協議し推薦すること。
5. 事務局は、1名以上の外部理事候補者とこの協会学識経験者から女性2～3名を含む理事候補者の合計13名以内と地区から女性が選出されない場合は、原則としてその数の女性候補者を加え、役員選出委員会に推薦する。
6. 役員選出委員会は、評議員会へ候補者を推薦する。
7. 理事候補者については、法律および定款における任務内容の遂行のため、概ね70歳未満が望ましい。また、従事できる最長年数を原則10年とする。ただし、1～2年従事しない期間がある場合は再任を妨げないととする。
8. 改選期の役員については、その事業年度内に次年度の候補者を選出し、新事業年度開始からその年度の最終のものに関する定時評議員会終結までの期間は、現役員とともに、業務を執行するものとする。また、東海陸上競技協会常務理事、理事等、他団体の役員については、その団体の役員の任期に合わせ改選する。

表4 理事の構成

推薦母体	推薦数
地区陸協	各地区2名、女性候補者を含む場合は3名まで
協力団体（県高体連・県中体連）	各1名
協力団体（上記以外）	県実業団、県学連、県マスターズの協議により1名
学識経験者（この協会審判登録会員）	外部候補者1名、女性1～2名、合計13名以内。地区から女性が選出されない場合は原則としてその数の女性候補者。

（代表理事・会長代行・副会長・専務理事・常務理事）

第8条 定款第25条3項に定める代表理事は、この協会を代表する。

2. 代表理事（会長、副会長1名）は、この協会の業務を総理する。
3. 会長が必要とする時は、会長代行を置くことができる。
4. 会長代行及び副会長は会長を補佐し、会長の委嘱する担当業務を統括執行する。会長に事故があるときは欠けたときは、その職務を代行する。
5. 業務執行理事（代表理事以外の副会長、専務理事、常務理事）は、理事会の決議に基づき、担当業務を執行する。
6. 専務理事は、理事会の決議に基づき、法人の業務を掌理する。
7. 常務理事は、理事会の決議に基づき、担当業務を執行する。

（監事）

第9条 定款第25条1項に定める監事の選任及び解任は評議員会の議決により行う（定款第26条、第30条）。

2. 役員選出委員会は評議員会へ候補者を推薦する。
3. 監事のうち1名は、この協会会員以外の学識経験者とする。その他の2名は、専務理事の推薦母体が地区の場合はその地区以外の学識経験者とする。
4. 監事の選任及び解任にあたり、監事の任期が重ならない（3名が同時に交替しない）よう配慮する。

（職務遂行）

第10条 評議員及び役員は、法令および定款の定めに忠実に、不偏不党、公平を旨とし、善良なる管理者の注意を以ってその職務を遂行しなければならない。

#### 第4章 専門委員会・特別委員会

（専門委員会・特別委員会）

第11条 定款第42条に定める専門委員会は財務委員会、法制委員会、競技運営委員会、施設用器具委員会、普及強化委員会、医事委員会及、女性スポーツ委員会及びアスリート委員会とし、特別委員会は、栄章審議委員会、

人事委員会、評議員選定委員会、役員選出委員会及び周年記念事業実行委員会（事業部、記念誌編纂部）とし、それぞれ別に定める「専門・特別委員会規程」により会務を処理する。

2. 専門委員会には表5のとおり専門部を設けることができる。

表5 専門部の設置

専門委員会	専門部
競技運営	審判部、競技部、道路競技部、記録部
普及強化	普及部、強化部、駅伝部、ジュニア部
医事	医事部、トレーナー部

3. 特定の目的に対処するため、理事会の決議を経て、別に、特別委員会を設けることができる。  
4. 専務理事は必要に応じて、理事会の決議を経て、別に、諮問委員会を設けることができる。

(委員長及び委員)

第12条 専門委員会及び特別委員会の委員長、前項の専門部の部長は原則として理事がその任にあたるものとし、理事会において選任及び解任する。（定款第42条3項）

2. 専門委員会、専門部会の委員は、各委員長、各部長が推薦し、理事会の承認に基づき会長が委嘱する。

3. 専門委員会（部会）には委員長（部長）のほか、副委員長（副部長）をおくことができる。

4. 法制委員会の委員は委員長推薦の若干名に以下の委員を加えることができる。

- (1) 各地区会長または各地区理事長1名  
(2) 外部理事1名

5. 栄章審議委員会の委員は委員長推薦の若干名に以下の委員を加えることができる。

- (1) 各地区会長または理事長を含め各地区2名。  
(2) 県高体連、県中体連から各1名。

6. 人事委員会、評議員選定委員会、役員選出委員会については、以下のとおりとする。

- (1) 委員長及び委員は人事委員会、評議員選定委員会、役員選出委員会を兼務するが、この協会現職の役員は評議員選定委員会委員長及び委員に就くことはできない。

- (2) 委員長は、この協会評議員及び役員以外のこの協会の審判資格を有する会員の中から、これまでこの協会役員として実績のある会員をこの協会事務局が理事会に推薦する。

- (3) 委員の構成は表6のとおりとし、南信・中信・北信・東信地区陸協及び協力団体から、幅広く実績のある会員若干名とする。必要に応じて、会員以外の外部学識経験者を含めることができる。

表6 委員の構成

構成	選出母体	人事・役員選出委員会人数	評議員選定委員会人数
委員	評議員以外の会員	1名	1名
	4地区(各1名以内)	4名以内	4以内(この協会役員を除く)
	協力団体	2名以内	2名以内(この協会役員を除く)
	専務理事	1名	—
	外部学識経験者	(1名)	(1名)

7. 各委員長・部長は、評議員会又は理事会に出席して所管事項について発言することができる。  
8. 委員長及び委員の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。また、補欠又は増員により選任された委員の任期も同様とする。

## 第5章 事務局

(事務局)

第13条 定款第44条1項に定める事務局の規定は別に定める。

2. 事務局長は専務理事のもとで、局務を掌理する。事務局長は評議員会、理事会、その他の会議に出席して発言することができる。

3. 事務局員は事務局長のもとで、所定の業務に従事する。

## 第6章 契約

(契約の相手方等に関する条件)

第14条 この協会が第三者と契約しようとするときは、相手方の信用実績等を考慮した上で、会長、理事長又はいずれかの委任を受けた者が締結する。

2. この協会は、相手方若しくは相手方の取引を媒介する者又はその他の関係者（以下「相手方等」という。）が反社会的勢力であることが明らかな場合は、当該相手方と契約を締結しないものとする。

(契約の解除)

第15条 前条1項により締結した契約について、契約の相手方等が反社会的勢力と判明した場合は、会長、理事長又はいずれかの委任を受けた者は当該契約を解除することができる。

この規程は令和元年 5月26日から施行する。定款変更に伴う条番号の修正：専門委員会規程、事務規程

この規程は令和2年 3月 1日から施行する。第2条、第8、9、10条の改正、第11条以降、条番号の繰り上げ。

この規程は令和3年 1月31日から施行する。第6、9、11、12条の改正。

この規程は令和5年 6月10日から施行する。第2、7、8、9、11、12、13、14条の改正。

この規程は令和6年11月30日から施行する。第8、11、12条の改正。